

令和3年度

高根沢町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高根沢町監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を審査しましたので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 4 年 8 月 22 日

高根沢町長 加 藤 公 博 様

高根沢町監査委員 鈴 木 秀 和

高根沢町監査委員 小 林 栄 治

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査対象

- (1) 令和3年度決算に係る健全化判断比率
 - ・実質赤字比率
 - ・連結実質赤字比率
 - ・実質公債費比率
 - ・将来負担比率
- (2) 令和3年度決算に係る資金不足比率
 - ・高根沢町水道事業会計
 - ・高根沢町下水道事業会計

2 審査の期日

令和4年7月28日

3 審査の方法

この審査は、令和4年7月14日に町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総括意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

〔健全化判断比率〕

比率の名称	令和3年度決算に係る比率 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	14.00
連結実質赤字比率	—	19.00
実質公債費比率	0.8	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注：「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

[資金不足比率]

事業会計名	令和3年度決算に係る比率 (%)	経営健全化基準 (%)
高根沢町水道事業	—	20.0
高根沢町下水道事業	—	20.0

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は0.8%となっており、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は、将来負担額を生じていないため、該当なしとなっている。

オ 高根沢町水道事業に係る資金不足比率

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため、該当なしとなっている。

カ 高根沢町下水道事業に係る資金不足比率

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため、該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特に認められなかった。